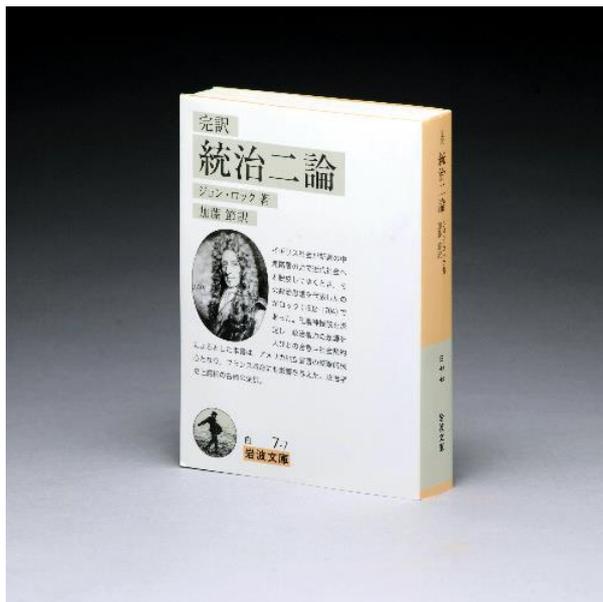




憲法改正論 多数決で決められないこと 阪口正二郎

🔍 日本国憲法公布記念の祝賀都民大会。帽子を振るのは昭和天皇＝1946年11月3日

政治家の間で改憲論議が盛り上がっている。自民党が昨年4月に発表した改正草案は国家と国民の関係を根本的に変えようとしている。ジョン・ロック以来の立憲主義思想は、国家は諸個人が自由を守るために設立した人為的な存在にすぎず、その国家を憲法によって縛ろうとするものだ(『完訳 統治二論』)。しかし、改正草案は、固有の歴史や伝統を有する「日本」を強調し、国民はそうした「日本」を守り支える存在と位置づけられている。国家が主役で国民は脇役である。



🔍 ジョン・ロック著『完訳 統治二論』(加藤節訳、岩波文庫・1386円)

また、草案は、現在の憲法の条文の中で最も重要な13条の「個人」という文言と、基本的人権の普遍性と不可侵性を説く97条を削除している。草案の前文を読めば、基本的人権は、人が人であるというだけで有する普遍的な権利ではなく、日本という固有の歴史、文化、伝統を有する国の国民が有する権利と考えられているようだ。ここには普遍から特殊へ、個人から共同体へという転換が見て取れる。しかし、樋口陽一『個人と国家』が説くように、明治期の日本は西欧の立憲主義を取り入れようと苦闘してきたし、個人の尊重を核とする立憲主義という思想は社会主義の崩壊を経て現在世界中に拡大している。

自民党の改正草案は過去の日本の苦悩を共有せず、世界の流れにも背を向けようとしている。これは、ある種の「訣別(けつべつ)宣言」ともとれる。



④ 樋口陽一著『個人と国家 今なぜ立憲主義か』（集英社新書・714円）

■ 96条変更の動き

最近では、他の条文は後回しにして、改正手続きを定めた96条を変更し、憲法の改正を容易にしようとの動きが目立つ。現在の改正手続きでは、国会議員と国民の過半数の賛成だけでは憲法を変えられないが、これを改めて国会議員と国民の過半数の賛成があれば憲法を改正できるようにしようというわけである。



④ ホメロス著『オデュッセイア』上・下（松平千秋訳、岩波文庫・上903円、下882円）

こうした議論は昔から存在する。「独立宣言」の起草者であり、後にアメリカ合衆国大統領となるトマス・ジェファソンが1789年にジェームズ・マディソンに宛てた手紙の中で、世界は生きている人々のものであり、ある世代が後の世代を拘束することはおかしい、変えにくい憲法は民主主義に反すると説いている。しかし、合衆国憲法の制定者たちは、この提案をしりぞけ、世界でも最も変えにくい憲法を選択した。

■ 個人尊重のため

多数決でも変えられない憲法はなぜ正当化できるのだろうか。しばしば、たとえに出されるのはホメロスの『オデュッセイア』に登場する魔女セイレンの誘惑に抗したオデュッセイアの話だ。セイレンの誘惑から部下と自身を守るために彼は自分の身体をマストに縛り付けた。自分が誘惑に負けて非理性的な行動をとりそうな場合、あらかじめ自己の行動の幅を狭めておくことは合理的だ。

また、多数決でものごとを決めることが民主主義だとしても、選挙権や表現の自由など民主主義の前提条件まで多数決に委ねるのは矛盾である。さらに、信教の自由や自己決定権など民主主義とは無関係でも個人を尊重するために保障しなければならないものもあるはずだ。長谷部恭男『憲法とは何か』（岩波新書・735円）は、個人が決めるべきこととみんなで決めるべきことの境界を定めることが憲法の役割だとしている。憲法を変える前に、まずは憲法の役割を考える必要がある。

END